

## 平成 29 年度利用者負担額（保育料）について

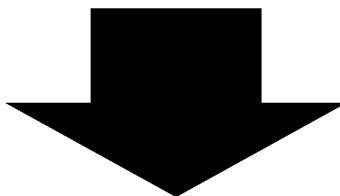
### 多子世帯・ひとり親世帯等の保育料軽減について（国の制度改正）

市民税非課税世帯について、第 2 子の保育料を無償化

年収 360 万円未満のひとり親世帯等について、第 1 子の保育料を市民税非課税世帯並みに軽減

1号認定子どもについて、年収 360 万円未満相当世帯の保育料を軽減

「子ども・子育て支援新制度」に移行した園と移行しない園とで、保護者の実費負担に不公平が生じないように、幼稚園就園奨励費補助金の補助単価も増額（第 1 子で月額 2,000 円、第 2 子で月額 1,000 円の保護者負担を軽減）



#### 市保育料の考え方

国の改正内容（軽減措置）の考え方に準じて、市保育料を改定する。

改定に当たっては、ひとり親家庭をはじめとする子どもの貧困への対応を考慮し、国の基準額よりも軽減の拡大を図る。

#### 保護者負担の軽減

		対象児童数	保育料（年額）
保育所	保育料（2・3号認定）	65人	260万円
幼稚園	施設型給付費（1号認定）：1園	1人	1.2万円
	就園奨励費補助（未移行園）：10園	78人	178.8万円
合 計		144人	440万円

# H29保育料の改正内容

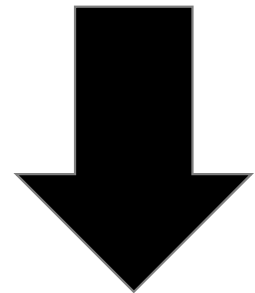
## 1号認定(幼稚園、認定こども園(教育標準時間認定))の保育料

### 現行制度(改正前)

#### 【国基準額】

推定年収	階層区分	保育料(月額)	
		第1子	第2子
-	生活保護世帯	0円	0円
~ 270万円	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000円	1,500円
	(ひとり親世帯等)	(0円)	(0円)
~ 360万円	市民税所得割額 77,100円以下	16,100円	8,050円
	(ひとり親世帯等)	(7,550円)	(0円)
~ 680万円	市民税所得割額 211,200円以下	20,500円	10,250円
680万円 ~	市民税所得割額 211,201円以上	25,700円	12,850円

第3子以降は無償のため省略



### H29改正後

#### 【国基準額】

推定年収	階層区分	保育料(月額)	
		第1子	第2子
-	生活保護世帯	0円	0円
~ 270万円	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	3,000円	0円
	(ひとり親世帯等)	(0円)	(0円)
~ 360万円	市民税所得割額 77,100円以下	14,100円	7,050円
	(ひとり親世帯等)	(3,000円)	(0円)
~ 680万円	市民税所得割額 211,200円以下	20,500円	10,250円
680万円 ~	市民税所得割額 211,201円以上	25,700円	12,850円

#### 改正内容

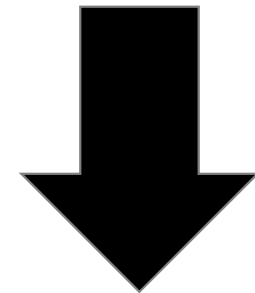
市民税非課税世帯における第2子保育料の無償化      の箇所  
第2階層( )の保育料のうち、第2子保育料を0円とする。

年収360万円未満のひとり親世帯等における保護者負担の軽減(市民税非課税世帯と同額)      の箇所  
第3階層( )の第1子保育料を3,000円とする。

年収360万円未満のひとり親世帯等以外の世帯における保護者負担の軽減      の箇所  
第3階層( )の保育料を、第1子保育料を14,100円、第2子保育料を7,050円とする。

#### 【室蘭市保育料(H29保育料当初案)】

推定年収	階層区分	保育料(月額)	
		第1子	第2子
-	生活保護世帯	0円	0円
~ 270万円	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	0円	0円
	(ひとり親世帯等)	(0円)	(0円)
~ 360万円	市民税所得割額 77,100円以下	11,400円	5,700円
	(ひとり親世帯等)	(5,200円)	(0円)
~ 680万円	市民税所得割額 211,200円以下	15,800円	7,900円
680万円 ~	市民税所得割額 211,201円以上	21,000円	10,500円



#### 【室蘭市保育料】

推定年収	階層区分	保育料(月額)	
		第1子	第2子
-	生活保護世帯	0円	0円
~ 270万円	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	0円	0円
	(ひとり親世帯等)	(0円)	(0円)
~ 360万円	市民税所得割額 77,100円以下	9,400円	4,700円
	(ひとり親世帯等)	(0円)	(0円)
~ 680万円	市民税所得割額 211,200円以下	15,800円	7,900円
680万円 ~	市民税所得割額 211,201円以上	21,000円	10,500円

#### 改正内容

市民税非課税世帯における第2子保育料の無償化      の箇所  
第2階層( )の保育料のうち、第2子保育料を0円とする。 影響なし

年収360万円未満のひとり親世帯等における保護者負担の軽減(市民税非課税世帯と同額)      の箇所  
第3階層( )の第1子保育料を0円とする。

年収360万円未満のひとり親世帯等以外の世帯における保護者負担の軽減      の箇所  
第3階層( )の保育料を、第1子保育料を9,400円、第2子保育料を4,700円とする。

2号・3号認定(保育所、認定こども園(保育認定))の保育料

現行制度(改正前)

推定年収	階層区分	保育料(月額)							
		3号認定(3歳未満児)				2号認定(3歳以上児)			
		標準時間認定		短時間認定		標準時間認定		短時間認定	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
-	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
~260万円	市民税非課税世帯	9,000円	4,500円	9,000円	4,500円	6,000円	3,000円	6,000円	3,000円
	(ひとり親世帯等)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)
~330万円	市民税所得割額 48,600円未満	19,500円	9,750円	19,300円	9,650円	16,500円	8,250円	16,300円	8,150円
	(ひとり親世帯等)	(9,250円)	(0円)	(9,150円)	(0円)	(7,750円)	(0円)	(7,650円)	(0円)
~360万円	-1 市民税所得割額 77,101円未満	30,000円	15,000円	29,600円	14,800円	27,000円	13,500円	26,600円	13,300円
	(ひとり親世帯等)	(15,000円)	(0円)	(14,800円)	(0円)	(13,500円)	(0円)	(13,300円)	(0円)
~470万円	-2 市民税所得割額 97,000円未満	30,000円	15,000円	29,600円	14,800円	27,000円	13,500円	26,600円	13,300円
~640万円	市民税所得割額 169,000円未満	44,500円	22,250円	43,900円	21,950円	41,500円	20,750円	40,900円	20,450円
~930万円	市民税所得割額 301,000円未満	61,000円	30,500円	60,100円	30,050円	58,000円	29,000円	57,100円	28,550円
~1,130万円	市民税所得割額 397,000円未満	80,000円	40,000円	78,800円	39,400円	77,000円	38,500円	75,800円	37,900円
1,130万円~	市民税所得割額 397,000円以上	104,000円	52,000円	102,400円	51,200円	101,000円	50,500円	99,400円	49,700円

第3子以降は無償のため省略

推定年収	階層区分	保育料(月額)											
		3号認定(3歳未満児)				2号認定(3歳児)				2号認定(4・5歳児)			
		標準時間認定		短時間認定		標準時間認定		短時間認定		標準時間認定		短時間認定	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
-	A 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
~260万円	B-1 市民税非課税世帯	3,600円	1,800円	3,600円	1,800円	2,400円	1,200円	2,400円	1,200円	2,100円	1,000円	2,100円	1,000円
	B-0 (ひとり親世帯等)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)
~330万円	C1 市民税均等割額のみ	12,500円	6,200円	12,300円	6,100円	9,500円	4,700円	9,400円	4,700円	8,500円	4,200円	8,400円	4,200円
	(ひとり親世帯等)	(5,700円)	(0円)	(5,600円)	(0円)	(4,200円)	(0円)	(4,200円)	(0円)	(3,700円)	(0円)	(3,700円)	(0円)
~360万円	C2 市民税所得割額 5,000円未満	16,000円	8,000円	15,800円	7,900円	13,000円	6,500円	12,800円	6,400円	11,700円	5,800円	11,600円	5,800円
	(ひとり親世帯等)	(7,500円)	(0円)	(7,400円)	(0円)	(6,000円)	(0円)	(5,900円)	(0円)	(5,300円)	(0円)	(5,300円)	(0円)
~470万円	C3 市民税所得割額 48,600円未満	19,500円	9,700円	19,200円	9,600円	16,500円	8,200円	16,300円	8,100円	14,900円	7,400円	14,700円	7,300円
	(ひとり親世帯等)	(9,200円)	(0円)	(9,100円)	(0円)	(7,700円)	(0円)	(7,600円)	(0円)	(6,900円)	(0円)	(6,800円)	(0円)
~640万円	D1 市民税所得割額 60,700円未満	22,100円	11,000円	21,800円	10,900円	19,100円	9,500円	18,800円	9,400円	17,200円	8,600円	17,000円	8,500円
	(ひとり親世帯等)	(11,000円)	(0円)	(10,900円)	(0円)	(9,500円)	(0円)	(9,400円)	(0円)	(8,600円)	(0円)	(8,500円)	(0円)
~930万円	D2 市民税所得割額 72,800円未満	24,700円	12,300円	24,300円	12,100円	21,700円	10,800円	21,400円	10,700円	19,500円	9,700円	19,200円	9,600円
	(ひとり親世帯等)	(12,300円)	(0円)	(12,100円)	(0円)	(10,800円)	(0円)	(10,700円)	(0円)	(9,700円)	(0円)	(9,600円)	(0円)
~1,130万円	D3 市民税所得割額 77,101円未満	27,300円	13,600円	26,900円	13,400円	24,300円	12,100円	23,900円	11,900円	21,900円	10,900円	21,600円	10,800円
	(ひとり親世帯等)	(13,600円)	(0円)	(13,400円)	(0円)	(12,100円)	(0円)	(11,900円)	(0円)	(10,900円)	(0円)	(10,800円)	(0円)
~1,130万円	D4 市民税所得割額 84,900円未満	27,300円	13,600円	26,900円	13,400円	24,300円	12,100円	23,900円	11,900円	21,900円	10,900円	21,600円	10,800円
	D5 市民税所得割額 97,000円未満	30,000円	15,000円	29,500円	14,700円	27,000円	13,500円	26,600円	13,300円	24,300円	12,100円	23,900円	11,900円
~1,130万円	D6 市民税所得割額 115,000円未満	33,600円	16,800円	33,100円	16,500円	30,200円	15,100円	29,700円	14,800円	27,200円	13,600円	26,800円	13,400円
	D7 市民税所得割額 133,000円未満	37,200円	18,600円	36,600円	18,300円	33,400円	16,700円	32,900円	16,400円	30,100円	15,000円	29,600円	14,800円
~1,130万円	D8 市民税所得割額 151,000円未満	40,800円	20,400円	40,200円	20,100円	36,700円	18,300円	36,100円	18,000円	33,000円	16,500円	32,500円	16,200円
	D9 市民税所得割額 169,000円未満	44,500円	22,200円	43,800円	21,900円	40,000円	20,000円	39,400円	19,700円	36,000円	18,000円	35,400円	17,700円
~1,130万円	D10 市民税所得割額 213,000円未満	50,000円	25,000円	49,200円	24,600円	46,600円	23,300円	46,000円	23,000円	43,600円	21,800円	43,000円	21,500円
	D11 市民税所得割額 257,000円未満	55,500円	27,700円	54,600円	27,300円	51,300円	25,600円	50,600円	25,300円	47,200円	23,600円	46,500円	23,300円
~1,130万円	D12 市民税所得割額 301,000円未満	61,000円	30,500円	60,000円	30,000円	57,000円	28,500円	56,000円	28,000円	53,000円	26,500円	52,000円	26,000円
	D13 市民税所得割額 333,000円未満	67,300円	33,600円	66,200円	33,100円	63,000円	31,500円	62,000円	31,000円	59,000円	29,500円	58,000円	29,000円
~1,130万円	D14 市民税所得割額 365,000円未満	73,600円	36,800円	72,400円	36,200円	68,800円	34,400円	68,000円	34,000円	65,000円	32,500円	64,200円	32,000円
	D15 市民税所得割額 397,000円未満	80,000円	40,000円	78,700円	39,300円	75,700円	37,800円	75,000円	37,500円	72,000円	36,000円	71,200円	35,600円
~1,130万円	D16 市民税所得割額 430,000円未満	88,000円	44,000円	86,600円	43,300円	83,300円	41,600円	82,600円	41,300円	79,000円	39,500円	78,300円	38,600円
	D17 市民税所得割額 463,000円未満	96,000円	48,000円	94,400円	47,200円	91,300円	45,600円	90,600円	45,300円	87,000円	43,500円	86,300円	43,000円
~1,130万円	D18 市民税所得割額 463,000円以上	104,000円	52,000円	102,300円	51,100円	99,300円	49,600円	98,600円	49,300円	95,000円	47,500円	94,300円	47,000円

H29改正後

推定年収	階層区分	保育料(月額)							
		3号認定(3歳未満児)				2号認定(3歳以上児)			
		標準時間認定		短時間認定		標準時間認定		短時間認定	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
-	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
~260万円	市民税非課税世帯	9,000円	0円	9,000円	0円	6,000円	0円	6,000円	0円
	(ひとり親世帯等)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)
~330万円	市民税所得割額 48,600円未満	19,500円	9,750円	19,300円	9,650円	16,500円	8,250円	16,300円	8,150円
	(ひとり親世帯等)	(9,000円)	(0円)	(9,000円)	(0円)	(6,000円)	(0円)	(6,000円)	(0円)
~360万円	-1 市民税所得割額 77,101円未満	30,000円	15,000円	29,600円	14,800円	27,000円	13,500円	26,600円	13,300円
	(ひとり親世帯等)	(9,000円)	(0円)	(9,000円)	(0円)	(6,000円)	(0円)	(6,000円)	(0円)

年収360万円以上の階層(市D4階層)以降は、金額に変更がないため省略

改正内容

市民税非課税世帯における第2子保育料の無償化      の箇所  
 年収360万円未満のひとり親世帯等における保護者負担の軽減(市民税非課税世帯と同額)      の箇所

推定年収	階層区分	保育料(月額)											
		3号認定(3歳未満児)				2号認定(3歳児)				2号認定(4・5歳児)			
		標準時間認定		短時間認定		標準時間認定		短時間認定		標準時間認定		短時間認定	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
-	A 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
~260万円	B-1 市民税非課税世帯	3,600円	0円	3,600円	0円	2,400円	0円	2,400円	0円	2,100円	0円	2,100円	0円
	B-0 (ひとり親世帯等)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)	(0円)
~330万円	C1 市民税均等割額のみ	12,500円	6,200円	12,300円	6,100円	9,500円	4,700円	9,400円	4,700円	8,500円	4,200円	8,400円	4,200円
	(ひとり親世帯等)	(3,600円)	(0円)	(3,600円)	(0円)	(2,400円)	(0円)	(2,400円)	(0円)	(2,100円)	(0円)	(2,100円)	(0円)
~360万円	C2 市民税所得割額 5,000円未満	16,000円	8,000円	15,800円	7,900円	13,000円	6,500円	12,800円	6,400円	11,700円	5,800円	11,600円	5,800円
	(ひとり親世帯等)	(3,600円)	(0円)	(3,600円)	(0円)	(2,400円)	(0円)	(2,400円)	(0円)	(2,100円)	(0円)	(2,100円)	(0円)
~470万円	C3 市民税所得割額 48,600円未満	19,500円	9,700円	19,200円	9,600円	16,500円	8,200円	16,300円	8,100円	14,900円	7,400円	14,700円	7,300円
	(ひとり親世帯等)	(3,600円)	(0円)	(3,600円)	(0円)	(2,400円)	(0円)	(2,400円)	(0円)	(2,100円)	(0円)	(2,100円)	(0円)
~640万円	D1 市民税所得割額 60,700円未満	22,100円	11,000円	21,800円	10,900円	19,100円	9,500円	18,800円	9,400円	17,200円	8,600円	17,000円	8,500円
	(ひとり親世帯等)	(3,600円)	(0円)	(3,600円)	(0円)	(2,400円)	(0円)	(2,400円)	(0円)	(2,100円)	(0円)	(2,100円)	(0円)
~930万円	D2 市民税所得割額 72,800円未満	24,700円	12,300円	24,300円	12,100円	21,700円	10,800円	21,400円	10,700円	19,500円	9,700円	19,200円	9,600円
	(ひとり親世帯等)	(3,600円)	(0円)	(3,600円)	(0円)	(2,400円)	(0円)	(2,400円)	(0円)	(2,100円)	(0円)	(2,100円)	(0円)
~1,130万円	D3 市民税所得割額 77,101円未満	27,300円	13,600円	26,900円	13,400円	24,300円	12,100円	23,900円	11,900円	21,900円	10,900円	21,600円	10,800円
	(ひとり親世帯等)	(3,600円)	(0円)	(3,600円)	(0円)	(2,400円)	(0円)	(2,400円)	(0円)	(2,100円)	(0円)	(2,100円)	(0円)

改正内容

市民税非課税世帯における第2子保育料の無償化      の箇所  
 年収360万円未満のひとり親世帯等における保護者負担の軽減(市民税非課税世帯と同額)      の箇所